

## 多重債務者無料相談会実施要項

## 1 趣 旨

奈良県における多重債務者対策の推進のため、県、法テラス、弁護士会、司法書士会及び市町村が合同で、国が定める「多重債務者相談強化キャンペーン」期間（9月1日～12月31日）に、多重債務者を対象とする相談会を開催する。

## 2 主 催

奈良県、日本司法支援センター奈良地方事務所、奈良弁護士会、奈良県司法書士会、奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、斑鳩町、大淀町

## 3 実施案

## (1) 実施期間

平成20年12月9日（火）～12月13日（土）の5日間の午後

※実施を希望する市町村は、上記の日程の中で1日以上

※県実施分は、市町村の開催状況をみて検討

## (2) 相談会場

県、法テラス、弁護士会館及び開催市町村

## (3) 相談担当者の配置（各会場の規模に応じて）

県から、弁護士会、司法書士会を通じて、各会場への弁護士、司法書士の配置を依頼（消費生活相談員も同席）

## (4) 相談方法

1名当たり相談時間 30分

弁護士又は司法書士と、消費生活相談員が1組で相談に当たる。

担当した弁護士（司法書士）が、相談者の債務整理の受任は可能。

※ 相談を効率よく進めるために、相談者に事前に「相談カード」（県から様式を配布）に記入してもらう。また、終了後は、「集計表」（同左）に記入。

## (5) 相談受付等

事前に電話で受付、会場、日時を予約。

予約受付：実施市町村及び県食品・生活相談センター

## 4 経費負担

- ・ 県下全域を対象とした無料相談会の広報チラシ等の作成及び多重債務問題啓発チラシの作成は県で行う。
- ・ 弁護士、司法書士にかかる一切の費用は、弁護士会、司法書士会が負担。
- ・ 開催市町村の会場費、職員（相談員含む）にかかる費用は、市町村負担。